

公の施設の見直し方針の進捗状況等

資料3-2

施設所管課:教育庁教育振興部生涯学習課

		少年自然の家・青年の家(5施設)				
(1)施設名		手賀の丘少年自然の家	水郷小見川少年自然の家	君津亀山少年自然の家	東金青年の家	鴨川青年の家
(2)施設所在地		柏市泉1240-1	香取市小見川5249-1	君津市笹片倉1661-1	東金市松之郷 270	鴨川市太海122-1
(3)設置年月日		平成5年1月1日	平成9年4月1日	昭和61年4月1日	昭和47年4月1日	昭和63年4月1日
(4)面積 (㎡)	建築面積	4,105.76	3,936.83	2,860.50	3,566.66	4,781.09
	延床面積	5,956.75	5,675.00	5,396.69	5,212.06	6,731.61
	敷地面積	26,822.67	38,281.50	104,276.45	24,661.10	45,785.65
(5)設置目的		団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ること。 (「教育機関設置条例」第21条の3より)			団体生活を通じて、青少年の健全な育成を図ること。 (「教育機関設置条例」第22条より)	
(6)主な事業内容		・少年の団体生活訓練に関すること ・少年の自然観察、自然探究その他の自然に親しむ学習活動の指導に関すること。 ・少年の体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。 ・少年教育指導者の研修に関すること。 ・その他、少年自然の家の目的を達成するために必要な事業 (「教育機関設置条例」第21条の5より)			・青少年の団体生活訓練に関すること。 ・青少年の生活指導及び技術指導関すること。 ・青少年指導者の研修に関すること。 ・その他、青年の家の目的を達成するために必要な事業 (「教育機関設置条例」第24条より)	
(7)運営形態		□県直営 ■指定管理者制度				
(8-1)利用者数 (人) ※算出方法 宿泊者数と日帰り者数の合計 ※下段【宿泊者数】			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
		手賀の丘少年自然の家	60,821 【23,402】	59,750 【22,256】	59,653 【22,074】	62,724 【23,575】
		水郷小見川少年自然の家	57,688 【21,190】	62,462 【23,529】	59,160 【21,328】	60,294 【22,074】
		君津亀山少年自然の家	43,677 【22,360】	38,090 【18,462】	38,213 【17,590】	50,892 【23,981】
		東金青年の家	40,817 【12,371】	44,463 【12,227】	42,456 【10,627】	47,965 【10,992】
		鴨川青年の家	109,756 【77,935】※	67,244 【34,232】	68,558 【33,856】	74,631 【38,768】
		※東日本大震災の避難者受け入れによる増				
(8-2)利用者満足度 ※算出方法 利用者アンケート中、所員の対応・施設・活動内容等に対する「大変満足」「満足」等の肯定的意見の割合			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
		手賀の丘少年自然の家	93.4%	98.8%	98.0%	98.1%
		水郷小見川少年自然の家	96.7%	97.8%	98.0%	96.5%
		君津亀山少年自然の家	99.0%	97.7%	98.7%	97.0%
		東金青年の家	94.0%	96.7%	96.6%	97.9%
		鴨川青年の家	96.0%	95.6%	95.6%	95.0%
(9)職員数 (人)		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
うち正規職員						
うち嘱託職員						
(10)施設運営費 (千円)		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
うち人件費						
うち維持補修費						

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
※指定管理施設のみ (11)指定管理料（千円） 下段：上記以外の管理運営費 （維持補修費など）	手賀の丘少年自然の家	81,280	82,047	83,070	85,750
		885	1,943	441	0
	水郷小見川少年自然の家	98,360	98,513	98,550	101,366
		2,709	0	1,000	756
	君津亀山少年自然の家	87,904	87,904	87,904	90,416
		628	0	105	1,397
	東金青年の家	79,908	79,908	79,908	82,192
		1,480	0	494	190
	鴨川青年の家	94,508	94,553	94,593	97,391
		0	1,126	367	519
※指定管理施設のみ (12)指定管理期間	平成23年度～平成27年度				
※該当施設のみ (13)利用料金収入（千円）		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	手賀の丘少年自然の家	11,285	9,738	9,596	11,158
	水郷小見川少年自然の家	8,020	9,034	8,360	8,561
	君津亀山少年自然の家	8,647	7,179	6,908	9,754
	東金青年の家	5,419	5,213	4,830	5,129
	鴨川青年の家	56,153	15,351	14,728	17,214
※該当施設のみ (14)使用料等収入（千円）		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
(15)設置目的に関する事項	※運営実態が設置目的を満たしているかについての認識、設置時に想定しなかった社会情勢等の変化による設置目的への影響等を記載				
	手賀	学校団体や青少年団体を中心に、宿泊をととした団体生活体験を提供するとともに、野外炊飯やプラネタリウム、自然体験等の活動プログラムを提供している。また、施設の特色を生かした主催事業を実施し、その設置目的を満たしていると考ええる。			
	水郷	学校団体や青少年団体を中心に、宿泊をととした団体生活体験を提供するとともに、カヌーや野外炊飯・プラネタリウム、自然体験等の活動プログラムを提供している。また、施設の特色を生かした主催事業を実施し、その設置目的を満たしていると考ええる。			
	君津	学校団体や青少年団体を中心に、宿泊をととした団体生活体験を提供するとともに、野外炊飯やプラネタリウム、ハイキング等の自然体験活動プログラムを提供している。また、施設の特色を生かした主催事業を実施し、その設置目的を満たしていると考ええる。			
	東金	学校団体や青少年団体を中心に、宿泊をととした団体生活体験を提供するとともに、野外炊飯やスコアオリエンテーリング等の体験活動プログラムを提供している。また、施設の特色を生かした主催事業を実施し、その設置目的を満たしていると考ええる。			
	鴨川	学校団体や青少年団体を中心に、宿泊をととした団体生活体験を提供するとともに、カヌーやシーカヤックの海洋型体験プログラムや野外炊飯等の活動プログラムを提供している。また、施設の特色を生かした主催事業を実施し、その設置目的を満たしていると考ええる。			

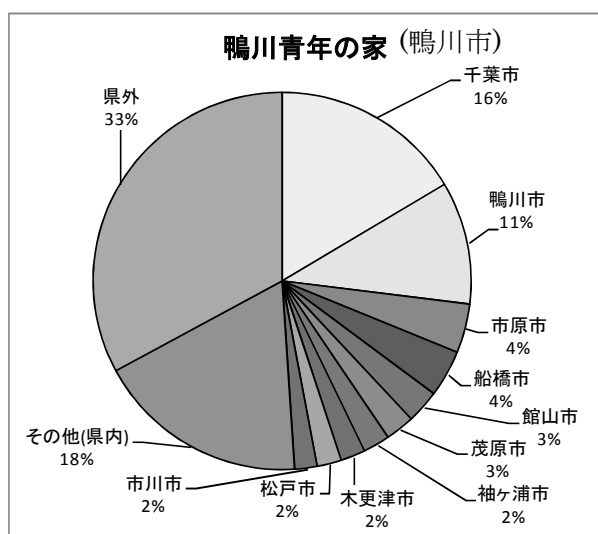
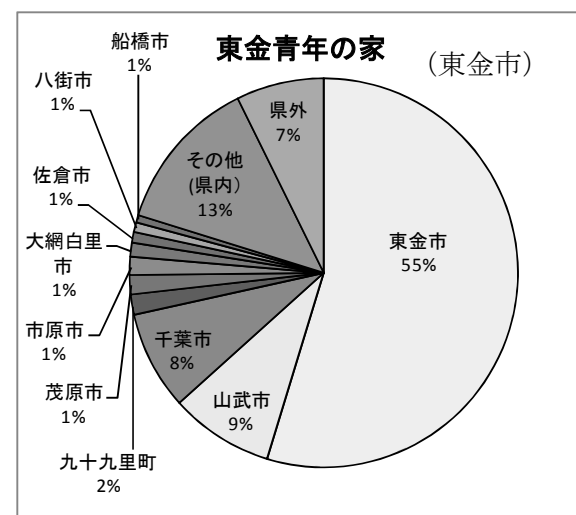
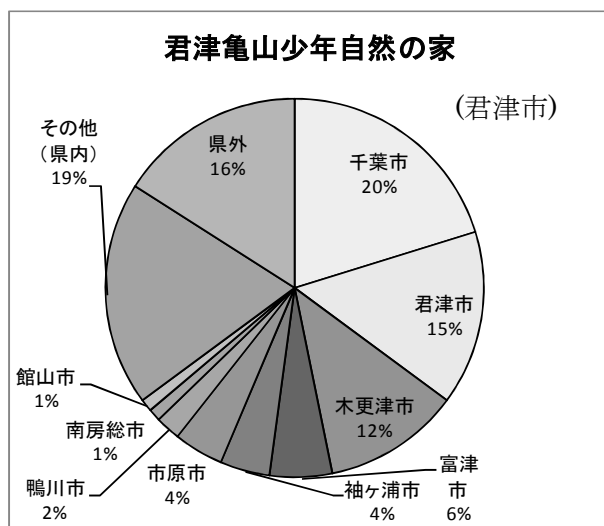
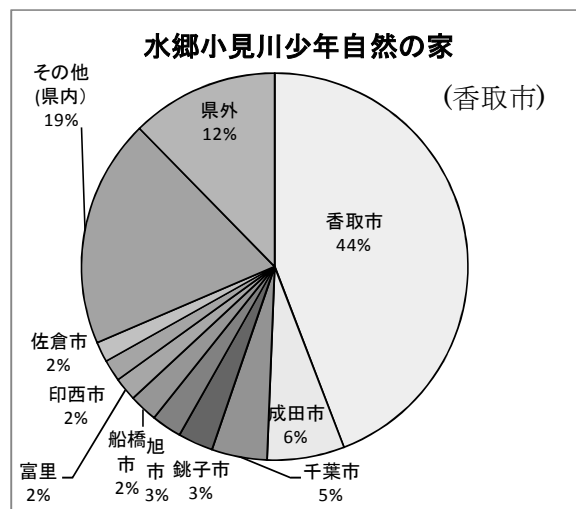
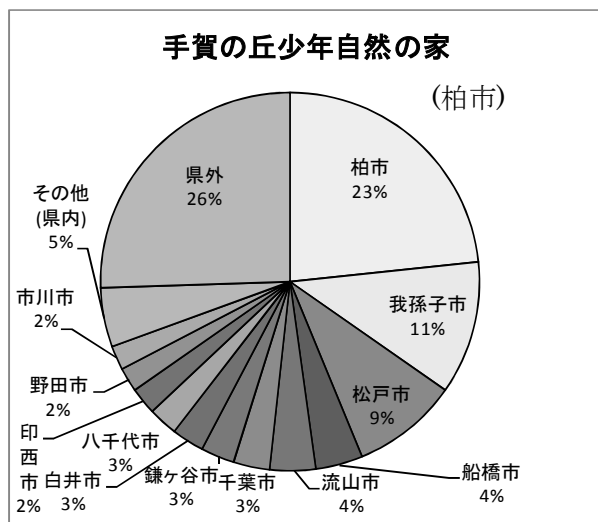
(16)市町村や民間等との 役割分担に関する事項	市町村・国の類似施設の有無 ☒有 ☐無 民間・NPO等の類似施設の有無 ☐有 ☒無 ※有の場合、県の施設と当該施設の機能等の相違を記載 ・国立青少年教育施設は全国に28カ所あるが本県には設置がなく、市立青少年教育施設は県内に8 市が設置している。 ・市立青少年教育施設は、設置市外の学校に対し、料金の差や利用の制限等がある。 ・平成24年度の県内調査では、市町村において独自に青少年教育施設を設置していない市町村の学 校では、小学校の50%、中学校の30%が県立青少年教育施設を利用し、大きな役割を果たしている。
	※広域利用に関する実態を記載
	別紙のとおり
※県直営施設のみ (17)運営形態に関する事 項	指定管理者制度の導入について ☐可能性あり ☐不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載
	地方独立行政法人化について ☐可能性あり ☐不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載
(18)他都道府県の状況	※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載 (関東地方の状況) ○茨城県→3施設(全て指定管理者制度) ○栃木県→4施設(直営2施設、指定管理者制度2施設) ○群馬県→4施設(直営3施設、指定管理者制度1施設) ○埼玉県→6施設(直営2施設、指定管理者制度4施設) ○神奈川県→3施設(全て指定管理者制度) ○東京都→0(*東京都の場合は、区立(22)市立(10)町村立(1)の計33施設がある。)
(19)課題	※大規模修繕等の必要性等ハード面 ○東金青年の家の体育館については東金市防災計画における避難場所の指定がされているが、平成 19年に実施した耐震診断では屋根部において補強が必要という診断結果が出ており、改修工事が求 められる。 ○鴨川青年の家については、8月末、9月上旬の台風の影響による高波により、江見海岸の護岸が被災 したことに伴い、鴨川青年の家の駐車場進入路の崩壊が発生し、駐車場進入路を通行止めにするな ど、安全対策を施すとともに、別途進入路を確保するなど利用者への影響を最小限に食い止め、受け 入れを継続している。護岸を管理する県土木部と連携を図り、早期の復旧に向けて取り組んでいる。
	※利用実績の低下等ソフト面

(20)改善方針・経緯	※上記についてハード面の改善方針及び現在までの取組を記載 小規模修繕については、指定管理者が定期点検や日常の管理を十分に行い、故障及び劣化の予防に努めている。また、指定管理者と生涯学習課が連絡を密にし協議の上で適宜対応している。 ※上記についてソフト面の改善方針及び現在までの取組を記載(集客努力、サービス向上への取組など)
(21)県の関与等の必要性	市町村・民間移譲の可能性 ☒有 ☐無 ※上記の理由を記載 児童生徒の健全育成にとっての「体験活動の重要性」は、学習指導要領・新輝け元気プラン・第2期千葉県教育振興基本計画等に強く示されている。県内にバランス良く配置された5か所の県立青少年教育施設は、体験活動の拠点として地域の学校や社会教育団体にとってなくてはならない存在である。また、家庭の経済格差が子供の体験格差につながっていることが指摘されている。小中学校における「宿泊を伴う体験学習」を安価な費用で提供できる県立青少年教育施設は、民間にはないため県が行う教育機関として必要である。しかし、年少人口の減少や施設の老朽化等を踏まえ、5所体制の見直しを含む、施設の将来像を整理する。 統廃合の可能性 ☒有 ☐無 ※上記の理由を記載 年少人口の減少や施設の老朽化等を踏まえ、5所体制の見直しを含む、施設の将来像を整理する。
(22)公の施設の見直し方針	※平成24年3月に策定した公の施設の見直し方針の内容 【施設内要検討】 当面現行維持とするが、現指定管理期間中に、児童生徒数の減少、利用状況、施設改修の時期等を踏まえ、今後も県立5施設体制を維持し続ける必要性の有無について検討を行う。 【留意事項】 利用の実態に実質的相違がないにも関わらず、設置目的及び名称が「少年自然の家」「青年の家」に分かれていることから、設置目的等の再整理について検討を行う。
(23)見直し方針の進捗状況	・「県立青少年教育施設の今後の在り方」について、平成24年12月に教育委員会より、社会教育委員会議に諮問し、5回の審議を経て平成25年11月に「答申」が示され、これを受け「県立青少年教育施設の今後の在り方」教育委員会(案)を平成25年度中に策定を目指し進めてきた。しかし、平成26年度当初の資産経営課による「公共施設等総合管理計画」策定にあたり、中長期の施設の方向性を検討した結果、それまでの5所体制の維持から、年少人口の減少や施設の老朽化等を踏まえ、5所体制の見直しを含む、施設の将来像を整理する。
(24)新見直し方針(案)	【施設内容検討】 児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制を見直すこととし、次期指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する。

別紙

「(16)市町村や民間等との役割分担に関する事項（※広域利用に関する実態）」

各青少年教育施設の市町村別利用割合（平成26年度）



※団体数で算出